

福島県土木部 I C T 活用工事（小規模土工）実施要領 新旧表

頁	新	旧
1 I C T 活 用工事	1 I C T 活用工事 (3) I C T 活用工事の対象工事 I C T 活用工事の対象工事（発注工種）は「一般土木工事」<u>（削除）</u>、 「舗装工事」及び「法面処理工事」を原則とし、下記①、②に該当する工事とする。 2 ～ 5 （省略） 附則 本実施要領は、令和 5 年 3 月 1 日以降に土木部が起工する工事に適用する。 附則 本実施要領は、令和 6 年 4 月 1 日以降に土木部が起工する工事に適用する。 附則 本実施要領は、令和 7 年 4 月 1 日以降に土木部が起工する工事に適用する。 附則 本実施要領は、令和 7 年 9 月 1 日以降に土木部が起工する工事に適用する。	1 I C T 活用工事 (3) I C T 活用工事の対象工事 I C T 活用工事の対象工事（発注工種）は「一般土木工事」（災害復旧事業は除く）、 「舗装工事」及び「法面処理工事」を原則とし、下記①、②に該当する工事とする。 2 ～ 5 （省略） 附則 本実施要領は、令和 5 年 3 月 1 日以降に土木部が起工する工事に適用する。 附則 本実施要領は、令和 6 年 4 月 1 日以降に土木部が起工する工事に適用する。 附則 本実施要領は、令和 7 年 4 月 1 日以降に土木部が起工する工事に適用する。